

3 請求替えについて

【 労災→健康保険等 】

1 労災請求の取下げ

(1) 誤請求の場合

ア 労働者から誤請求であった旨の申し出があった際は、労働者から所轄労働基準監督署に連絡するようお伝えください。

イ 医療機関が誤って請求していた場合は、医療機関から労働局労災補償課分室にご連絡ください。

労働局から「取下げ願い」様式をお送りしますので、必要事項をご記入の上、提出してください（原則、提出されたレセプトはお返ししません。）。

(2) 労災不支給決定の場合

労働基準監督署から指定医療機関に対して「お知らせ」をお送りします。

医療機関では、下記3請求替えにより手続きをお願いします。

(3) 上記(1)(2)いずれの場合も、すでに労災からのお支払いが済んでいるときは、下記2診療費の回収により回収手続きを行うこととなります。

2 診療費の回収

(1) 債権額（返戻額）は、労働局において調査確認後、厚生労働省本省から医療機関に返納金納入告知書を送付しますので、指定された金融機関で納付をしてください（指定された金融機関での納付が困難な場合は、広島労働局医療係にご相談ください。）。

(2) 翌年5月31日までに納付がされない場合、労働局から新たに納付書を送付します（上記(1)の納付書とは納付可能金融機関等が異なります。）。

(3) R I C契約医療機関は、不支給等の事案の内容によって労災診療費と健康保険等の診療費との差額を支援（補償保険）制度に基づき支給される場合があるため、R I C本部（TEL：03-5684-5511）に連絡してください。

3 請求替え

(1) 労災にて不支給決定された場合であって、健康保険等の支給要件を満たし、労働者が希望するときは、改めて健康保険等に請求していただくこととなります。

(2) 医療機関から健康保険等への請求ができない場合は、診療費を労働者から全額受領いただき、その後、労働者が直接、健康保険等に請求します。その場合、レセプト明細の添付が必要となりますので、医療機関にて交付してください。

【 健康保険等→労災 】

1 健康保険等請求取下げ及び返戻

指定医療機関から健康保険等に請求取下げの旨を連絡の上、健康保険等の自己負担額を労働者に返金します。

健康保険等からの受領額は、後日健康保険等から送付される納入告知書で返戻してください。

2 請求替え

- (1) 労働者に被災状況を確認し、労災に該当すると思われる場合は、療養（補償）等給付請求書（様式第 5 号又は様式第 16 号の 3）又は療養（補償）等給付を受ける指定病院等（変更）届（様式第 6 号又は様式第 16 号の 4）を提出させてください。
- (2) 診療費全額を労働局へレセプト請求します。

3 医療機関において請求替えができない場合

- (1) 労働者自身が健康保険等に連絡し、送付される納入告知書で返戻します。
なお、診療費が高額となり返戻が困難な場合は、所轄労働基準監督署へ相談されるよう、労働者にご教示ください。
- (2) 健康保険返戻後、労働者自身が労災保険に対して、療養（補償）等給付たる療養の費用請求書（様式第 7 号又は様式第 16 号の 5）等で請求します。
療養（補償）等給付たる療養の費用請求書の「医師又は歯科医師等の証明」欄に証明をされ、様式裏面の診療費等内訳書記載欄を、医療機関にて記入してください。（健康保険等に提出した診療報酬明細書を添付いただいてもかまいませんが、労災事故に係る病名のみを記載してください。また、記入にかかる文書料は、労災保険給付の支給対象外です。）

いずれの場合も手続きが煩雑となります。初診時に被災状況をよくご確認いただき、誤請求とないようにご注意ください。

また、請求替えの場合は、患者様に手続きについてご説明をお願いいたします。

ご不明の点は労働基準監督署又は労働局（分室）へお尋ねください。